

(1)防災情報システム整備の基本方針(案)について 【概 要】

1. 基本的認識

防災対策にとって、情報は、

- ・ 平常時からの的確に災害に備えるためにも、
- ・ 災害時に状況に即応した対応を行うためにも

基礎となるものである。

阪神・淡路大震災以降、整備は進んできたが、大切な場面で、情報の空白が未だに残されている。

切迫している東海地震など、広域的な大規模災害に的確に対応するためには、画像情報をはじめ、最新の情報システムを活かして情報を共有することが不可欠である。

一方、ITの進展により、防災情報システムの高度化を担う産業が発展してきており、要援護者への着実な情報伝達等、かねてからの課題も克服されつつある。政府方針を明確に定めることにより、民間投資を促し、これをさらに前進させることができる。

このため、防災情報システム整備について、政府としての体系的な推進戦略を定める。

2. 基本方針

被災直後や夜間での状況把握が困難であること、被災地の地方防災機関に情報が十分伝わらないこと等の時間的・空間的な情報の空白を解消するため、防災関係機関全体の迅速・的確な情報の収集・伝達・提供体制を確立

時々刻々変化する状況を把握し、迅速・的確な判断を行うための情報整理、防災関係者の情報伝達の負荷の大幅軽減を図るなど、情報システムを的確かつ効果的に活用するための情報活用体制を確立。

災害時の防災情報が的確かつ円滑に利用されるため、様々な災害関係情報や教訓の保存・活用等を図り、平常時からの防災情報の的確な共有・活用を体系的に推進

実際の行動に役立つ情報流通を確保するため、相当量の情報交換が円滑に行われ、情報の共通化・標準化を図る、本格的にITを活用した防災電子政府を構築。

政府として防災情報システムを一体的に推進する防災情報システム整備推進体制を整備し、3年を目標に実用化を図る。

3 . 具体的施策

迅速・的確な情報収集

- a . 被災全体像の早期把握システムの精度向上
- b . 悪条件下における情報収集
- c . 画像情報等の体系的収集
- d . 防災情報システムを運用する人員体制の充実

信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備

- a . 全国的な大容量防災通信ネットワークの整備
- b . 通信網の相互利用
- c . 通信施設等の被災対策

総合化による情報の有効活用

- a . 官民の施設管理情報等の活用
- b . 防災GISの整備
- c . 災害関係情報の体系的保存と活用

的確で効果的な住民等への情報提供

- a . 防災情報の提供
- b . 防災情報バリアフリー対策
- c . 企業防災を支援する情報提供

情報の共通化・標準化

- a . 防災情報共通プラットフォームの構築
- b . 現地における高度情報化
- c . 情報共有に当たっての役割・責任の明確化
- d . 緊急時の的確な情報運用

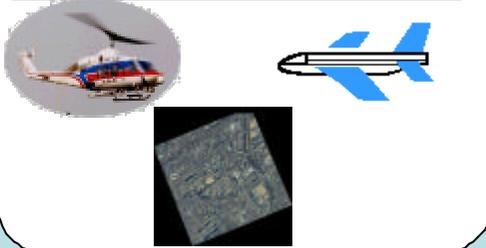
防災情報システム整備推進体制の整備

- a . 実行計画の策定
- b . 防災情報共有化推進会議の設置

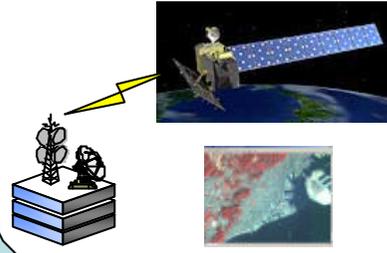
実被害情報と推計情報を組み合わせ、被災全体像を迅速に把握

面的被害実情報

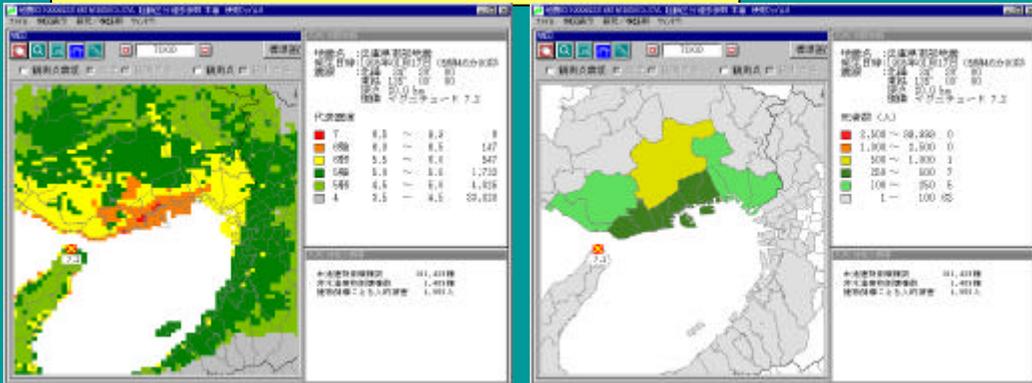
航空機等による被災情報収集



人工衛星等による被災情報収集



コンピューターによる被害推計情報

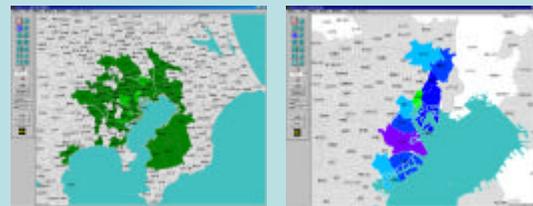


住民等からの情報



防災モニター

ライフライン等の施設管理情報



停電情報

ガス供給停止

災害対応・対策



官邸及び
関係府省



現地対策本部
自治体 等



医療機関
ライフライン関係等



住民等

通信網の相互利用による情報通信の被災対策

他機関の回線の利用による災害時の大容量の代替通信回線の確保

C省



出張所



局



署

緊急に代替ルートを確認



庁内LAN

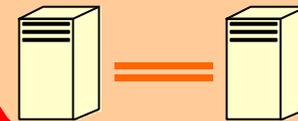


A県

B県

B県庁

庁内LAN



本来の情報ルート(断絶)



災害時における
ネットワークの断絶



事務所



事務所

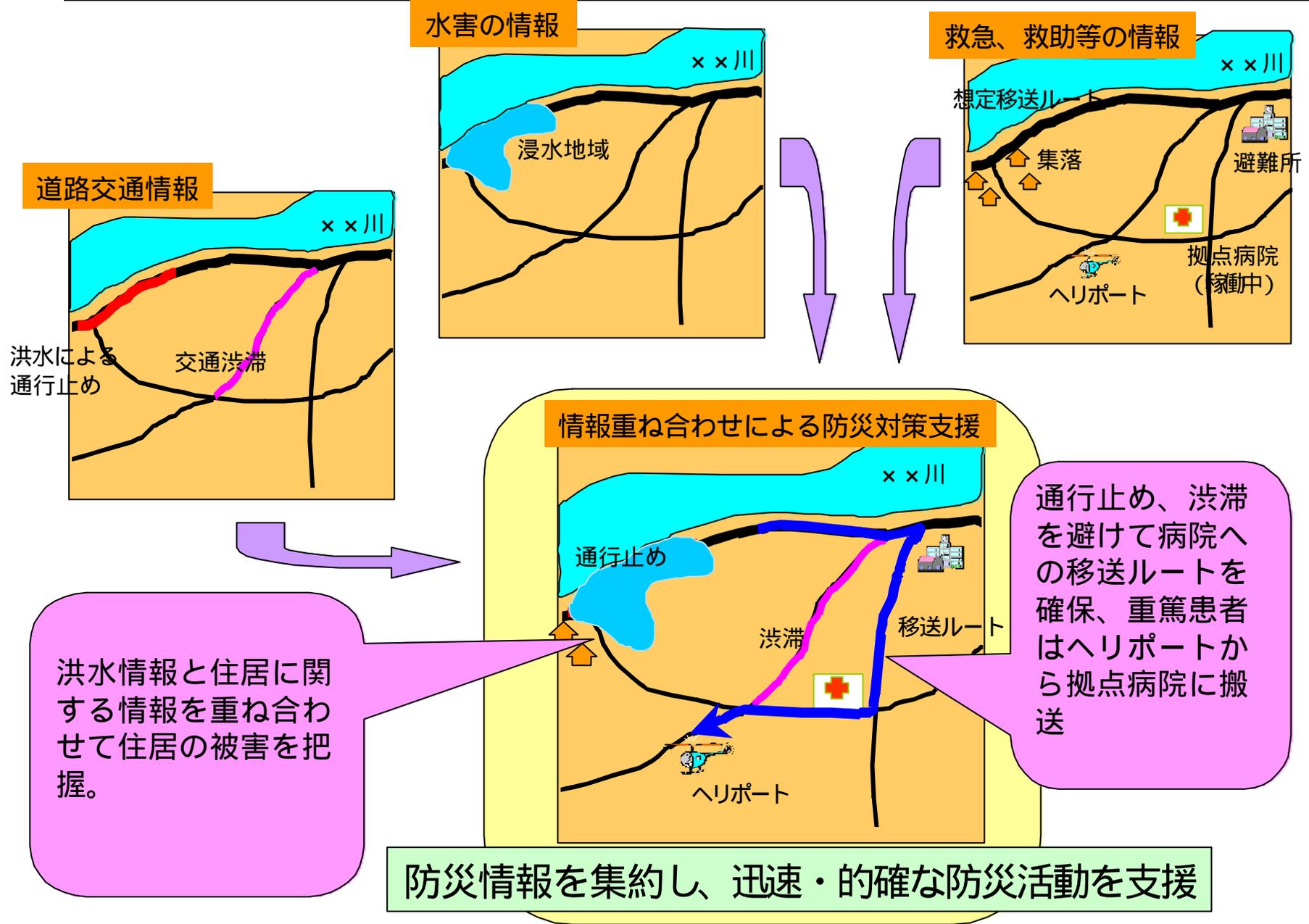


××事務所

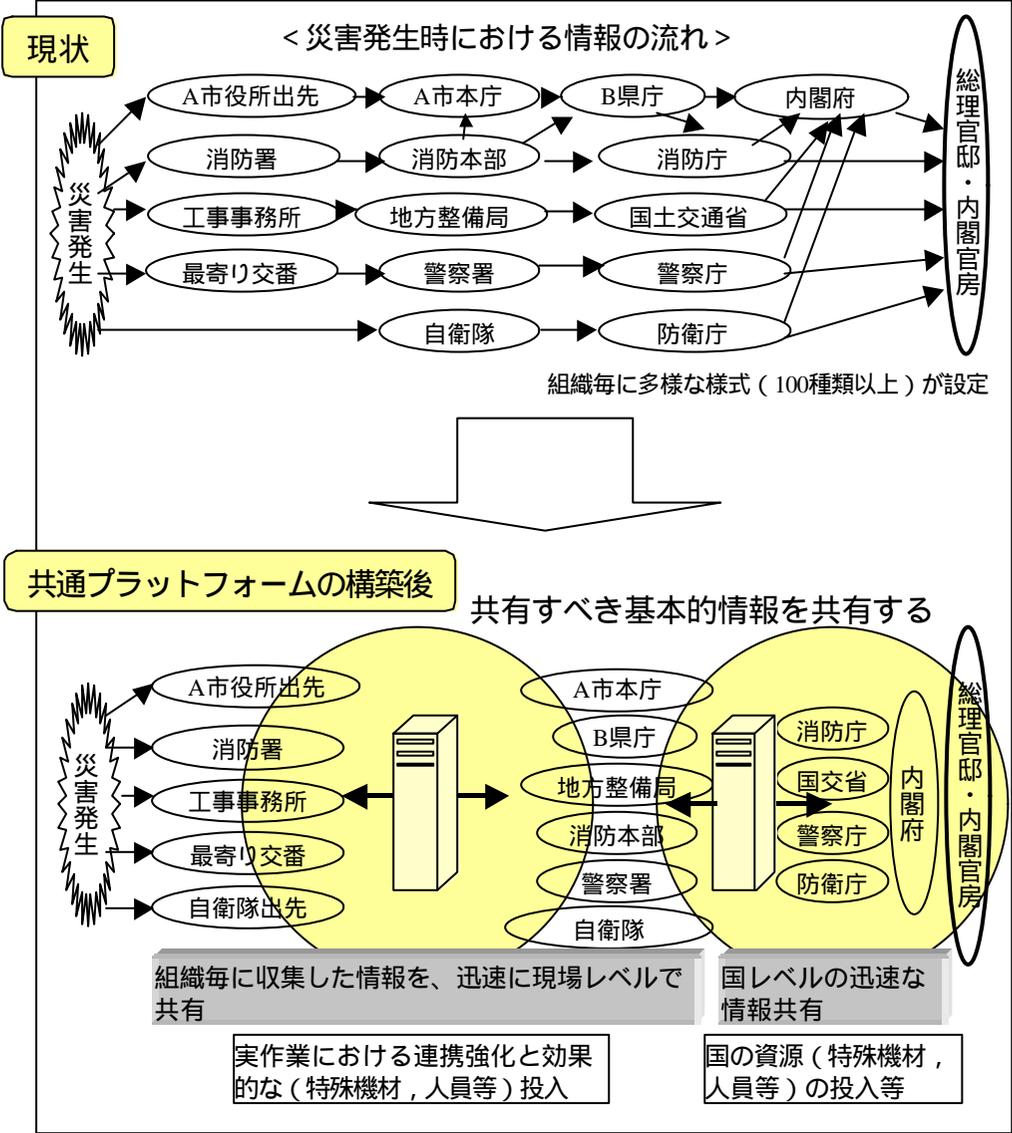


事務所

防災情報をGIS(地理情報システム)を活用して整理・総合化



防災情報共通プラットフォームの構築



現状では、県は100以上の報告様式で200箇所以上に報告することが必要

- ・膨大な報告作業量
- ・地方では情報が横断的に共有されない

防災情報共通プラットフォーム

- ・基本的な防災情報の形式を標準化
- ・共通なシステムに情報を集約
- ・共通なシステムにアクセス

1. 迅速な情報伝達による適切な初動対応の実現

2. レベル毎（国・地方）の情報共有による横断的相互連携の強化

3. 地方の報告作業負担の軽減

防災情報システム整備推進体制の整備

実行計画の策定

- ・ 防災情報システムの戦略的な整備実行計画の策定

防災情報共有化推進会議

- ・ 実行計画の検討
- ・ 実施状況等のフォローアップ
- ・ 機関相互の要請も含む総合調整

戦略的・計画的な防災情報システム整備
(3年を目標に実用化)

中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」

第5回中央防災会議(H14.7.4)

- ・「防災情報の共有化に関する専門調査会」の設置を決定。

第一回会合(H14.10.3)～第六回会合

- ・防災機関における情報共有のあり方
- ・国、地方公共団体からの意見聴取
- ・NPO、医療関係者、マスメディア、学識経験者等からの意見聴取

第七回会合(H15.3.14)

- ・防災機関における情報共有のあり方

第6回中央防災会議(H15.3.18)

第八回会合以降

- ・防災機関と住民等との情報の共有化
- ・住民等同士の情報の共有化
- ・科学的防災情報の提供のあり方

第7回以降 中央防災会議

IT戦略本部
「e-Japan重点計画2002」

中央防災会議
「今後の地震対策のあり方
について報告」

要請

中間とりまとめ

防災情報システム整備
の基本方針(案)

政府の基本方針として決定

最終とりまとめ

情報共有化に関する
専門調査会報告

政府の基本方針として決定

住民、NPO等アンケート
↓
パブリックコメント
↓

∞

防災情報システム整備の基本方針(案)

平成15年3月18日

中央防災会議

1. 基本的認識

防災対策にとって、情報は、平常時からの的確に災害に備えるためにも、災害時に状況に即応した緊急対応や復旧等を行うためにも、最も基礎となるものである。

阪神・淡路大震災の教訓等を踏まえ、防災関係機関は個別に防災情報システムを整備してきたが、混乱する災害時には、様々な場面で情報の時間的・空間的空白が未だに生じることが想定される。このため、各機関の情報を有機的に連携し、確実に防災情報の共有化を図るための枠組みが必要である。

また、発生が懸念される東海・東南海・南海地震や南関東直下型地震などによる広域的で大規模な災害や、発生箇所が予想しにくい都市水害などの新しい災害への対応には、画像情報をはじめとした大容量のデータの的確な流通を可能とするシステムの実現とそれによる情報共有が不可欠である。

一方、情報技術（以下、「IT」という。）の進展は目覚ましく、より的確な防災対策を実施するための防災情報システムの高度化を担う産業も発展してきている。これにより、従来心配されてきた災害時における情報通信システムの脆弱性も克服され、要援護者等への着実な情報提供等も可能となってきた。このような状況の中で、政府が防災情報システムの整備・活用方針を明確に定めることは、関連する民間投資を誘発し、IT産業のさらなる発展を促すものと期待される。

このため、政府として、幅広く防災情報を共有するシステムの整備を体系的に推進する戦略を定める。

2. 基本方針

時間的・空間的な情報空白を解消

被災直後や夜間には被災状況把握が困難であること、激甚な被災地域内ほど情報が欠落し、被災地方公共団体や周辺地域等に十分に情報が伝わらないこと等の「情報空白」問題を防災情報の共有化によって解消し、防災関係機関全体が、迅速かつ的確に情報の収集・伝達・提供ができる体制を確立する。

情報活用体制を確立

時々刻々変化する状況を掌握し、迅速・的確に状況判断や意思決定を行うために、体系的に情報を整理するとともに、応急対策に取り組む防災関係者に係る情報伝達等の負担を大幅に軽減するなど、災害現場において情報システムを的確かつ効果的に活用できる体制を確立する。

平常時からの防災情報の的確な共有・活用

災害時に防災情報が的確かつ円滑に利用されるためには、平常時から防災情報について理解し、その利用を図ることが不可欠である。また、多大な犠牲を払って得られた過去の災害の様々な情報や教訓を蓄積し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要である。このため、平常時からの防災情報の共有・活用を体系的に推進する。

防災電子政府を構築

実際の行動に役に立つ情報流通を確保するためには、大容量のデータ交換等による情報の収集・伝達・蓄積等が的確かつ円滑に行われる必要がある。防災情報の共通化・標準化を図り、セキュリティ及び災害時の信頼性の確保にも配慮した、本格的なIT活用型の防災情報体制を構築する。

防災情報システム整備推進体制を整備

政府として、防災情報を共有するシステムの整備を一体的に推進する仕組みを設け、3年を目標にシステムの実用化を図る。

3. 具体的施策

迅速・的確な情報収集

a. 被災全体像の早期把握システムの精度向上

人工衛星や航空機からの画像情報等の実情報と、被災の全体像等を即時に把握するコンピューター推計情報(EES等)とを組み合わせ、被災全体像の早期把握の精度を向上する。その際、電力供給状況データ等官民を問わず各機関が保有する施設管理情報等を集約し、有機的に連携して被災の全体像等の早期把握に活用する。

b. 悪条件下における情報収集

暗視カメラや衛星・レーダー画像、災害用ロボット等の活用により、夜間、悪天候等の悪条件下での情報収集体制を確立する。

c. 画像情報等の体系的収集

ヘリコプター搭載カメラや地上カメラによる画像情報等を体系的に収集する体制を確立する。また、人工衛星や偵察機などの画像情報から広域的な被害を早期に把握するシステムを構築する。全地球測位システム(GPS)や準天頂衛星などを活用し、災害時でも確実に位置情報を把握し、的確な防災活動を実施する。

d. 防災情報システムを運用する人員体制の充実

情報システム等が迅速・的確に機能し活用されるよう、それらを行う防災関係者の体制の早期立ち上げについて点検し、必要な改善を図る。また、現地における被災情報等の早期収集を図るため、応急対策に取り組む防災関係者がITを活用して円滑に情報収集をする等の体制を整える。

信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備

a. 全国的な大容量防災通信ネットワークの整備

国、地方公共団体等の防災関係機関間の情報通信網のデジタル化や大容量化等を行い、画像をはじめとする大容量データ通信を可能とする全国的な大容量通信ネットワークを体系的に整備する。

b. 通信網の相互利用

防災関係機関が保有する通信回線等を、防災対策のため各機関間で相互に接続・利用できる体制を確立するとともに、災害発生時等

の緊急時にこれらの通信回線の目的外使用を可能とするために必要な制度を整備する。

c. 通信施設等の被災対策

災害発生時の混乱期においても確実に情報伝達等が行われるよう、情報通信施設そのものの耐災害性の向上や通信回線の多重化等により、防災情報体系全体の災害に対する信頼性を確保する。

総合化による情報の有効活用

a. 官民の施設管理情報等の活用

各種被災情報に加え、官民の施設管理情報や防災モニターからの情報等を集約し、これらの情報を総合的にまとめることにより、被害や個々の対策等の関連情報を含んだ情報として把握するシステムを整備する。

b. 防災GISの整備

地理情報システム(GIS)上で防災情報を総合化する防災GISを整備し、被災や復旧の状況を正確・迅速に把握し、防災機関の共通情報として防災活動を支援するとともに、わかりやすい地図情報として社会に随時提供する仕組みを構築する。

c. 災害関係情報の体系的保存と活用

多大な犠牲を払って得られた過去の災害の様々な情報や教訓を保存・蓄積し、繰り返される災害に対する対策の進展に活かすため、情報の集積・保存・活用を体系的に行うシステムを整備し、情報を必要とする関係者の円滑な利用を推進する。

的確で効果的な住民等への情報提供

a. 防災情報の提供

平常時・災害時ともに、住民等に必要な情報を確実に提供するため、伝わるべき情報内容の総点検と、様々な情報提供手段の有機的連携やボランティア、NPO、企業等との連携の方策を確立する。特に、住民等が的確に理解し行動できるように、情報の意味、根拠等について平常時から周知する。

広く国民が防災情報等に容易にアクセスし、その活用が図れるよう、情報提供窓口を集約するとともに、総合的な情報アクセスを可能

とする防災情報ポータルサイト(インターネット上に整理された総合情報窓口)や防災情報提供センター(仮称)等を設置する。

すべての住民等への必要な情報の提供を可能とするため、特に災害時についての報道機関との連携の枠組みを確立する。

b. 防災情報バリアフリー対策

高齢者等の災害時要援護者や外国人などの情報弱者に対して、確実に緊急情報等が伝わるよう、情報提供における障害の解消(情報バリアフリー)に配慮した情報提供体制を確立する。

c. 企業防災を支援する情報提供

災害発生時の企業自らの的確なリスク管理、帰宅困難者対策や物資の拠出などの企業市民としての地域社会への貢献、IT産業等の防災関連産業の育成等を推進するため、これらを支援する防災情報提供体制を整備する。

情報の共通化・標準化

a. 防災情報共通プラットフォームの構築

防災機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、国、地方公共団体等の各機関の情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスできる「共通プラットフォーム」を構築する。また、セキュリティに関する対応も含め円滑な運用のためのルールを定める。これを前提としたシステムの整備を国・地方公共団体等が計画的に進める。

b. 現地における高度情報化

現地における判断の的確化と大幅な負担軽減を図るため、現地での情報収集・伝達におけるIT化を進めるとともに、災害対策本部等が集約した情報を現地へ戻す体制を構築する。

c. 情報共有に当たっての役割・責任の明確化

防災情報の収集・解析・伝達・提供のそれぞれの過程において、情報の送り手と受け手の役割を明確化し、責任体制を確立する。特に、被災現地に近い地方レベルにおける国、地方公共団体、地域住民等の間での横断的な情報流通についての役割・責任等を明確化する。

即時的地震情報や火山噴火予知情報等の提供における関係機

関の役割と責任を明確化し、防災関係機関や住民等の防災活動に役立つ総合的な予警報体制を確立する。

d. 緊急時の的確な情報運用

現地対策本部等に様々な情報源から寄せられる要請や物資調達等の情報に対する一元的な対応、関係機関相互における情報共有等についての運用マニュアルを整備する。また、緊急時の一般回線による情報伝達について、携帯電話やインターネット電話の急速な普及、準天頂衛星システムの開発等の社会状況変化も踏まえて点検し、確実な伝達が確保されるべく、必要な改善を図る。

防災情報システム整備推進体制の整備

a. 実行計画の策定

防災情報システムの戦略的・計画的な整備を図るために、本方針に基づき戦略的な整備を図る実行計画を策定する。

b. 防災情報共有化推進会議

円滑な防災情報共有化を図るために、実行計画の検討、実施状況等のフォローアップ、総合調整等を行う防災情報共有化推進会議を設置する。